

○ 解剖死体に係る死体検案書料の公費支出制度について（通達）

（令和6年3月6日付け通達香捜一第20号）

みだしのことについては、捜査活動に伴う遺族関係者の二次的被害の軽減を図ることを目的として、「解剖死体に係る死体検案書料の公費支出制度の改正について」（平成30年11月9日付け通達香捜一第221号。以下「旧通達」という。）に基づき、司法解剖、特定行政解剖及び承諾解剖した死体の死体検案書料を公費で支出してきたものであるが、引き続き、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 対象死体

警察署又は高速道路交通警察隊が取り扱った解剖死体とする。

2 適用対象

解剖死体については、次のいずれかに該当する場合を除き、公費負担するものとする。

- (1) 加害者が配偶者（内縁関係を含む。）、直系血族、三親等内の姻族又は同居の親族であるとき。
- (2) 解剖死体である被害者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属し、かつ、その組織に属していることに関連して当該犯罪被害を受けたと認められるとき。
- (3) 遺族等死体引取者（以下「親族等」という。）が公費負担を希望しないとき。
- (4) 身元不明死体又は親族等がないなど、解剖死体を市町長が引き取るとき。
- (5) その他公費負担することが社会通念上適切でないとき。

3 公費負担の範囲

死体検案書料 1通分

4 運用手続き

- (1) 捜査第一課長は、解剖死体を認知した場合、捜査第一課検視官を立会いさせたいえ、親族等に対して本制度の趣旨を説明させ、親族等の意思を確認したいえで、死体検案書の作成に係る費用の公費負担を認定するものとする。
- (2) 捜査第一課長は、死体検案書の作成に係る費用の公費負担を認定した場合は、解剖を実施した医師から死体検案書の作成に係る経費の請求を受けるものとする。
- (3) 本経費の支払いは、解剖を実施した医師が指定する金融機関の口座への振込みにより行うものとする。
- (4) 事務処理については、捜査第一課において行うものとする。

（別添様式 省略）